

# 都市文化創造拠点まちづくり案策定支援業務に係る提案説明書

この要領は、札幌市が実施する「都市文化創造拠点まちづくり案策定支援業務」の委託の相手方を選定するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。当該プロポーザルについては、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達事務の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

## 1 業務名

都市文化創造拠点まちづくり案策定支援業務

## 2 背景及び目的

大通交流拠点と創世交流拠点の一体的なまちづくり（都市文化創造拠点）の方向性を“議論する場”、今後のまちづくりに関して“意見交換を行う場”として、平成 27 年に官民連携で検討を行う「都市文化創造拠点まちづくり研究会」（以下「研究会」という。）を設置し、4つの『まちづくりの目標』（以下「目標」という。）を策定した。

この目標を受け平成 28 年度は『まちづくりの視点』を切り口とした議論を行い、目標実現のための『取組の基本的方向性』について、『沿道（民地等）』『通り（公道）』『公園』の3つの場所における『空間活用』と『空間形成』の視点から、まちづくり案の中間とりまとめを行うとともに、今後の検討のキーワードとなる『滞留空間（場）づくり』『都市文化創造拠点の強み』『連続性・一体性』を導き出した。

本業務は、研究会がまちづくり案を策定するにあたって必要な支援を行うものである。

## 3 業務概要

### (1) まちづくり案の作成

平成 28 年度までの検討結果を踏まえて、研究会が共有することのできるまちづくり案を作成、提案する。作成にあたっては、『まちづくり案の構成』『まちづくり案の位置付け』『まちづくり案策定後の取組』など、今年度の研究会での検討が考えられる内容も反映させること。

(2) 実証実験の支援

研究会では、まちづくり案の方向性や有用性を確認するため、対象範囲内において実証実験を企画している。この実証実験の実施にあたっては、まちづくり案との整合性を図る必要があり、その目的達成に必要な助言や提案を行うほか、必要となる機材等の準備及び実施後の評価検証作業などについても支援を行う。

(3) まちづくり案の策定に向けたロードマップの検討

まちづくり案の策定に向けて、平成 28 年度までの検討結果の検証、まちづくり案（骨子）やまちづくり案（素案）の作成など、段階的なプロセスを踏まえたロードマップの検討を行う。

(4) 研究会及び幹事会への支援

この地域の地権者 33 社（者）等で構成される研究会並びにうち 5 社で構成される幹事会について、企画、運営支援、議事録作成及び研究会員への情報発信媒体である「都市文化創造拠点まちづくり研究会通信」の編集、発送（電子メール若しくは郵送）を行う。また、研究会員以外の多様な世代・層からの意見を取り込むための企画など、まちづくり案の策定に効果的な企画会議等の開催に関する支援を行う。

(5) 報告書の作成

業務成果を報告書にまとめる。

## 4 業務規模

5,198 千円を上限とする。（消費税及び地方消費税を含む）

上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

## 5 履行期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 28 日（水）まで

## 6 参加資格

以下の要件すべてに該当するものに限る。グループ等で応募する場合も構成員全てに

かかる要件である。なお、契約の相手方はグループ等の代表社（者）とし、他の構成員は協力会社（者）となる。

- (1) 札幌市競争入札参加資格者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。

## 7 企画提案を求める項目

- (1) まちづくり案の作成について

まちづくり案の成案化に向けて留意すべき点や、これまでの議論を踏まえた今年度研究会で検討すべきテーマと研究会に提示していくまちづくり案の構成やその内容など。

- (2) 実証実験の支援について

実証実験を効果的な取組とするため、取組を進めるうえでの考え方と検証すべきポイント並びにその手法。また、平成 28 年度の研究会で『夜が暗くて寂しい大通公園を改善したい』という意見を踏まえ、実験のひとつとして、大通公園（西 3 丁目）のライトアップと拠点内の民間地権者の協力によるコミュニティ活動が連携した「夜のにぎわい創出や新たな滞留空間づくり」を想定しており、業務規模の範囲において最大限の効果が得られる企画とまちづくり案の策定に効果的な実証実験の検証方法。

- (3) まちづくり案策定までのロードマップについて

平成 29 年度は 4 回程度の研究会（1 回目は 6 月に開催予定）、月 1～2 回程度の幹事会、7 月から 9 月ころの実証実験を想定している。まちづくり案策定に向けて、研

究会で段階的に検討を深めていくにあたり、今年度、研究会で検討すべき内容を踏まえたまちづくり案策定までの手順、過程。

(4) 研究会及び幹事会への支援について

まちづくり案の策定主体が研究会であることを踏まえ、研究会の気運を高めるとともに、限られた時間で効果的な議論を行うための運営手法。

(5) その他独自提案について

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、目的の達成に効果的と考えられる事柄があれば提案を行うこと。

## 8 申込方法

(1) 事務局

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目（札幌市役所 5 階）  
札幌市まちづくり政策局 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課  
電話：011-211-2692 FAX：011-218-5112  
HP アドレス： <http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/>  
電子メールアドレス： [ki.downtown@city.sapporo.jp](mailto:ki.downtown@city.sapporo.jp)

(2) 提出書類

正本は、以下のア～オの構成で一式とし、1 部提出すること。（提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること。）

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10 部提出すること。（提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。）

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

- ア 参加意向申出書 (A4 判、1 枚、様式 1)
- イ 業務従事者一覧 (A4 判、片面印刷、必要枚数、様式 2)
- ウ 類似業務等実績一覧 (A4 判、片面印刷、必要枚数、様式 3)
- エ 業務体制の概要及び実施方法 (A4 判、片面印刷、必要枚数、様式 4)

オ 企画提案書(A3判横づかい、片面印刷、2枚以内、様式自由)

(3) 提出方法及び提出先

郵送または持参にて以下に提出すること。

〒060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市 まちづくり政策局 都心まちづくり推進室 (5階南側)

(4) 提出期限

平成29年6月21日(水) 12:00【必着】

(5) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

(6) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる業務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。

イ 企画提案書について

企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

## (7) 参考資料

### ア 第2次都心まちづくり計画

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/toshin2.html>

### イ さっぽろ都心まちづくり戦略

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/senryaku.html>

### ウ 都市文化創造拠点まちづくり研究会資料

※上記研究会資料については、都心まちづくり推進室（市役所5階）にて印刷したものを提供する。当該資料の取扱いに際しては、守秘義務を厳守し、本プロポーザルの目的以外には使用しないこととする。

## 9 質疑

### (1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛に電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「都市文化創造拠点まちづくり案策定支援業務質問書」とし、平成29年6月14日（水）12:00まで受け付けるものとする。

送付先電子メールアドレス：ki.downtown@city.sapporo.jp

### (2) 質問に対する回答

公平を期すため、質問票による質問内容は随時札幌市都心のまちづくりのウェブサイト内（URL：<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/>）にて公開する（質問を行った者の氏名は公表しない）。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

## 10 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「都市文化創造拠点まちづくり検討業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、後述「**11 評価基準**」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

### (1) 一次審査

- ア 提出書類による書類審査を行う。
- イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。
- ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。
- エ 応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

### (2) 最終審査

- ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。
- イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。
- ウ ヒアリングは1社（者）約20分（準備2分、説明10分、質疑8分）を想定し、順次個別に行う。（一次審査の通過数により、1社（者）あたりのヒアリング時間は変わる可能性がある。）
- エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。
- オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。  
なお、最終審査の結果に関する質問については、「14 問い合わせ先」において、受けつける。

### (3) 契約の相手方について

- ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。
- イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。
- ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない

(4) 審査スケジュール（予定）

ア 一次審査（書類審査） 平成 29 年 6 月 22 日（木）

イ 最終審査（ヒアリング） 平成 29 年 6 月 23 日（金）

※ 上記スケジュールは変更となる場合がある。

## 11 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の 6 割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点を超えた者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最終審査における実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が高かった場合は、評価の視点(1)及び(2)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が 1 社(者)となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。



| 評価の視点   | 配点  |
|---|-----|
| (1) まちづくり案の作成について<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の特性を踏まえたまちづくり案の構成となっているか。</li> <li>・研究会での検討結果を踏まえたまちづくり案となっているか。</li> </ul>  | 20  |
| (2) 実証実験の支援について<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり案との整合性を意識した実現性のある提案となっているか。</li> <li>・研究会での議論や取組の方向性を踏まえた提案となっているか。</li> <li>・評価検証方法がまちづくり案の策定に効果的な提案となっているか。</li> </ul>            | 20  |
| (3) まちづくり案策定までのロードマップについて<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり案策定までのプロセスが合理的な提案となっているか。</li> <li>・まちづくり案策定までのプロセスが実現性の高い提案となっているか。</li> </ul>   | 15  |
| (4) 研究会及び幹事会への支援について<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・会の運営にあたってまちづくり案の策定を見据えた提案となっているか。</li> <li>・効果的な議論を行うための工夫がある提案となっているか。</li> <li>・当該拠点の研究会の特性（大通沿道の事業者主体）を意識した提案となっているか。</li> </ul> | 15  |
| (5) 過去の業務実績及び業務の執行体制について<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・業務全体を円滑に進められると判断できる十分な業務実績があるか。</li> <li>・業務従事者の経験、実績等の妥当性、有効性の観点から、業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。</li> </ul>                     | 10  |
| (6) その他独自提案について<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の目的を達成するにあたり、独自性のある効果的な提案があるか。</li> </ul>  | 20  |
| 合計  | 100 |

## 12 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者

- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

### 13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

### 14 問い合わせ先

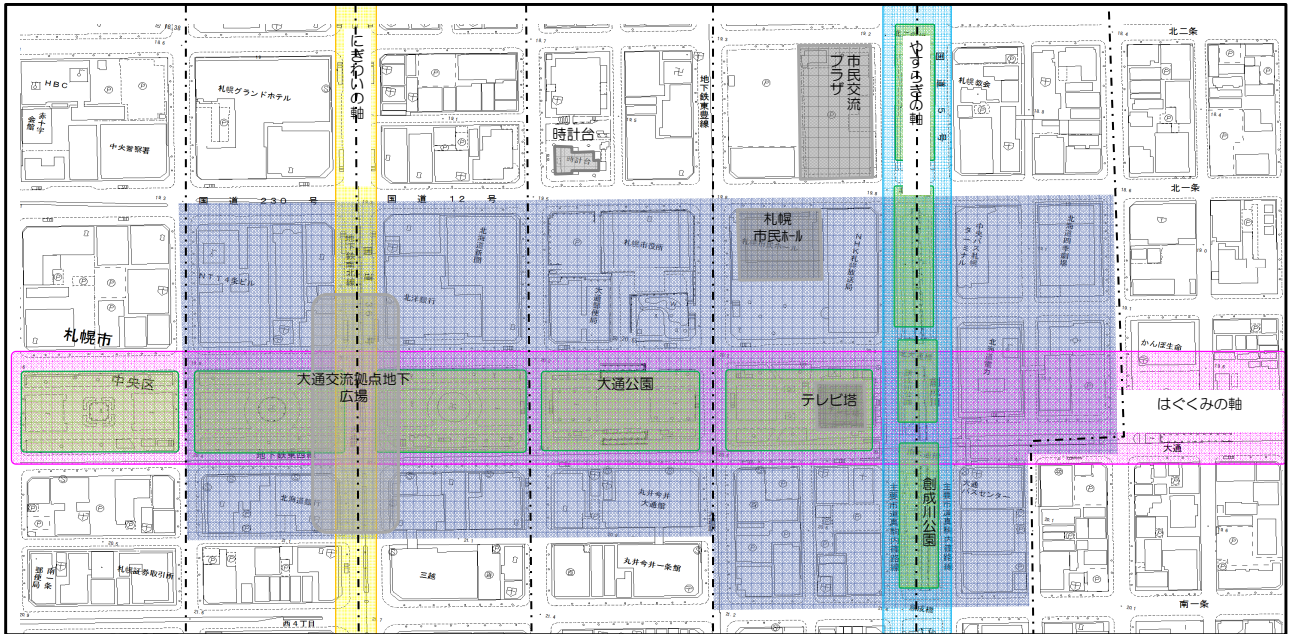
〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 (札幌市役所 5 階)

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：乾 (いぬい)、木村 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112

別図

対象範囲位置図（面積：約21ha）



対象範囲位置図（大通東1丁目～大通西4丁目の大通に面した南北1ブロック）